

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 9 号

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

鈴鹿市議会委員会条例（昭和 3 5 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管</th></tr><tr><td>総務委員会</td><td>7 名</td><td>危機管理部、政策経営部、総務部、<u>技術監理契約課</u>、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	定数	所管	総務委員会	7 名	危機管理部、政策経営部、総務部、 <u>技術監理契約課</u> 、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	略	略	略	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管</th></tr><tr><td>総務委員会</td><td>7 名</td><td>危機管理部、政策経営部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	定数	所管	総務委員会	7 名	危機管理部、政策経営部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	略	略	略
名称	定数	所管																	
総務委員会	7 名	危機管理部、政策経営部、総務部、 <u>技術監理契約課</u> 、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項																	
略	略	略																	
名称	定数	所管																	
総務委員会	7 名	危機管理部、政策経営部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項																	
略	略	略																	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。